

議案第三十七号

港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

令和八年七月二十三日

港区教育委員会

令和8年7月23日
教育委員会議案資料 No. 3

港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則（案）

港区立運動場条例施行規則（昭和四十九年港区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

種別	港区立麻布運動場		港区立青山運動場			
	野球場	テニスコート	野球場			
利用期間	一月四日から 十二月三十日まで	一月四日から 十二月三十日まで	一月四日から 三月三十一日まで	四月一日から 十月三十一日まで	十一月一日から 同月十五日まで	同月十五日まで
	午前八時から午後九時まで	午前八時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午前八時から午後九時まで	午前八時から午後七時まで	

					テ ニ ス コ ー ト				
十一月十六日から 同月三十日まで	十二月一日から 同月三十日まで	一月四日から 二月二十九日まで	三月一日から 同月三十一日まで	四月一日から 十月三十一日まで	十一月一日から 同月三十日まで	十二月一日から 同月三十日まで			
午前八時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午前八時から午後六時まで	午前八時から午後七時まで	午前八時から午後九時まで	午前八時から午後七時まで	午前八時から午後六時まで			

	港区立埠頭少年野球場	港区立芝浦中央公園運動場		港区立芝給水所公園運動場		港区立芝浦中央公園運動場		テニスコート
				(多目的運動場)		フットサル場	(多目的運動場)	
十一月三十日まで	四月一日から三月三十一日まで	一月四日から三月三十一日まで			十二月三十日まで	一月四日から十二月三十日まで	十二月三十日まで	一月四日から十二月三十日まで
午前八時から午後八時まで		午前八時から午後五時まで	午前九時から午後八時まで		平日 午前十時から午後八時まで 七月二十日から八月三十一日まで 午前九時から午後八時まで 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日	午前七時から午後九時まで	午前七時から午後九時まで	午前七時から午後九時まで

港区立芝公園 （多目的運動場）	港区立芝公園 フットサル場	十二月一日から 同月三十日まで	午前八時から午後五時まで	運動場	プール	七月一日から 九月十五日まで	午前九時から午後八時まで（ただし 九月一日以降は午後五時まで）
						一月四日から 六月十五日まで	午前八時から午後九時まで
港区立芝浦少年野球場	南ふ頭公園 （多目的運動場）	一月四日から 同月三十一日まで	午前八時から午後四時まで	運動広場		二月一日から 三月三十一日まで	午前八時から午後五時まで
		四月一日から 五月三十一日まで	午前八時から午後六時まで				

少年サッカー場 (フットサル場多 目的運動場)											
五月三十一日まで	四月一日から	三月三十一日まで	二月一日から	同月三十一日まで	一月四日から	十二月三十日まで	十一月一日から	十月三十一日まで	九月一日から	同月三十一日まで	八月一日から
午前八時から午後六時まで						午前八時から午後七時まで					
午前八時から午後五時まで						午前八時から午後五時まで					
午前八時から午後四時まで						午前八時から午後四時まで					
午前八時から午後六時まで						午前八時から午後六時まで					
午前八時から午後五時まで						午前八時から午後五時まで					
午前八時から午後四時まで						午前八時から午後四時まで					
午前八時から午後七時まで						午前八時から午後七時まで					

港区立運動場条例施行規則新旧対照表

改 正 案				現 行			
(前略)				(前略)			
別表第一 (第二条関係)				別表第一 (第二条関係)			
種 別		利用期間	利用時間	種 別		利用期間	利用時間
港区立麻布運動場	(略)	(略)	(略)	港区立麻布運動場	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
港区立青山運動場	(略)	(略)	(略)	港区立青山運動場	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)

港区立芝浦中央公園運動場	テニスコート	一月四日から十二月三十日まで	午前七時から午後九時まで
	フットサル場 (多目的運動場)	一月四日から十二月三十日まで	午前七時から午後九時まで
港区立芝給水所公園運動場	(略)	(略)	(略)
港区立埠頭少年野球場		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
港区立芝公園多目的運動場	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
港区立芝浦南ふ頭公園運動広場	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

港区立芝浦中央公園運動場	テニスコート	一月四日から十二月三十日まで	午前八時から午後九時まで
	フットサル場 (多目的運動場)	一月四日から十二月三十日まで	午前八時から午後九時まで
港区立芝給水所公園運動場	(略)	(略)	(略)
港区立埠頭少年野球場		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
港区立芝公園多目的運動場	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
港区立芝浦南ふ頭公園運動広場	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)

(後略)		(略)	
		(略)	
付 則		(略)	
		(略)	
1 この規則は、令和九年一月一日から施行する。		(略)	
		(略)	
2 港区立芝浦中央公園運動場の利用に係るこの規則による改正後の港区立運動場条例施行規則第三条第一項の規定による利用の手續及び第四条第一項の規定による委員会の承認は、この規則の施行の日前においても行うことができる。		(略)	
		(略)	

(後略)		(略)	
		(略)	
(後略)		(略)	
		(略)	

令和 8 年 7 月 2 3 日

教育委員会議案資料 No. 3 - 3

生涯学習スポーツ振興課

港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

審議内容

芝浦中央公園運動場のテニスコート及びフットサル場（多目的運動場）の利用時間を 1 時間繰り上げるため、港区立運動場条例施行規則の一部を改正します。

1 改正理由

区民等のスポーツ活動の場を拡充するため、令和 9 年 1 月から、芝浦中央公園運動場のテニスコート及びフットサル場（多目的運動場）の利用時間を午前 8 時から午前 7 時に 1 時間繰り上げることに伴い、港区立運動場条例施行規則の規定の一部を改正します。

2 改正内容

（1）別表第一（第二条関係）の改正について

港区立芝浦中央公園運動場のテニスコート及びフットサル場（多目的運動場）の利用時間を、午前 7 時から午後 9 時までに改正します。

3 公布日（予定）

令和 8 年 8 月 1 日

4 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日